

福井県行財政改革推進懇談会開催要領の一部改正について

(新旧対照)

改正内容	
新	旧
<p>1 目的</p> <p>新たな行政課題に適切に対応できる機動的、効率的な組織体制の整備および持続可能な財政基盤の確立に向けて、<u>第三次行財政改革実行プランを推進するに当たり、意見、助言を得るため、「福井県行財政改革推進懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。</u></p>	<p>1 目的</p> <p>新たな行政課題に適切に対応できる機動的、効率的な組織体制の整備および持続可能な財政基盤の確立に向けて、<u>行財政改革に関する新たな指針を策定するに当たり、意見、助言を得るため、「福井県行財政改革推進懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。</u></p>
2～3 (略)	2～3 (略)
<p>4 任期</p> <p><u>(1) 委員の任期は2年とする。</u></p> <p><u>(2) 委員は再任することができる。</u></p>	
<p>5 運営</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>4 運営</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>6 部会</p> <p><u>(1) 懇談会に、部会を置くことができる。</u></p> <p><u>(2) 部会に属すべき委員は、座長が指名する。</u></p> <p><u>(3) 部会が必要と認めるときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。</u></p>	
7 庶務	5 庶務
8 その他	6 その他

福井県行財政改革推進懇談会開催要領（案）

1 目的

新たな行政課題に適切に対応できる機動的、効率的な組織体制の整備および持続可能な財政基盤の確立に向けて、第三次行財政改革実行プランを推進するに当たり、意見、助言を得るため、「福井県行財政改革推進懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 協議事項

- (1) 県の行政組織および財政のあり方に関すること。
- (2) 県の行財政運営の改善方策に関すること。
- (3) その他行財政改革の推進に関すること。

3 構成

懇談会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

4 任期

- (1) 委員の任期は2年とする。
- (2) 委員は再任することができる。

5 運営

- (1) 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 座長は会議の議長として議事を整理する。
- (3) 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 懇談会は、福井県総務部長が召集する。
- (5) 福井県総務部長は、必要と認めるときは、座長と協議の上、委員以外の関係者を出席させることができる。

6 部会

- (1) 懇談会に、部会を置くことができる。
- (2) 部会に属すべき委員は、座長が指名する。
- (3) 部会が必要と認めるときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。

7 庶務

懇談会の庶務は、総務部人事企画課において行う。

8 その他

この要領に定めるもののほか、会議に必要な事項は、福井県総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月10日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年 月 日から適用する。

別 表

福井県行財政改革推進懇談会委員名簿

(敬称略 五十音順)

江守 康昌 日華化学株式会社 代表取締役社長

加藤 晶子 株式会社SHINDO 部長

久保田 佳 特別養護老人ホーム溪山荘 施設長

田中 滋子 ロハス越前 事務局長

坪川 貞子 社会保険労務士・行政書士

寺尾 明泰 公認会計士

南部 隆保 有限会社南部酒造場 代表取締役

南保 勝 福井県立大学地域経済研究所 教授

橋詰 武宏 仁愛大学人間学部 非常勤講師